

「坂東市補助金等検討委員会審査基準」(案)

補助金等の整理合理化を推進する観点から、補助金等検討委員会において補助事業の審査、評価を実施するにあたって「坂東市補助金等交付基準」によるもののほか、次のとおり「坂東市補助金等検討委員会審査基準」を定める。

「補助金等検討委員会審査基準」

1 全体的な視点

- (1) 坂東市補助金等交付基準に適合している。
- (2) 事業の目的が明確であり、成果が期待できる。
- (3) 事業実施が確実に見込める。

2 事業効果の視点

- (1) 市民のコンセンサスが得られる事業である。
- (2) 行政で取り組みにくい事業であり、行政に代わって実施する事業である。
- (3) 法令や他市町村との協議等により、交付が義務付けられている事業である。
- (4) 団体等や事業の発展及び成果の拡大が図られる事業である。
- (5) 地域社会の質を向上させ、地域の自治能力を増進する効果が期待できる事業である。
- (6) 総合計画等の施策体系に位置付けられている事業である。

3 団体等の適格性の視点

- (1) 財政的に自立している、又は将来的に自立が可能な団体である。
- (2) 活動実績があり、事業実施の能力を有する団体である。

4 終期の設定の視点

- (1) 交付期間が長期にわたり、既得権化していないか。
- (2) 事業立上げ段階を経過して、なお継続している運営補助となっていないか。

5 その他

市の特色や独自性を生かした「坂東市」らしさがある。